

【本県が直面する課題】

- ①未婚率が全国並みに上昇し、理想の結婚年齢と初婚年齢にも開きがあるため、**出会いの場の創出やコミュニケーション力のアップなど、結婚を希望する男女への支援が必要**
- ②大学等への進学による若者の県外流出後、女性のUターンが低調なため、県内の20代～40代の男女比のアンバランスが生じており、**若い女性を中心としたUJTターンの促進が必要**
- ③晩婚化による初産年齢の上昇により、**第1子出産後、第2子、第3子を躊躇する傾向が見られ、その要因の排除が必要**
- ④核家族割合が全国並みになってきており、**母親が孤立しがちな辛い時期(特に第1子の0歳児期)の手厚いサポートが必要** (産後うつ対策や児童虐待等の未然防止の観点からも重要)
- ⑤子育て世代の共働き率は極めて高いが、家事育児に関する性別役割分担意識が依然として強く残り、女性の負担感が大きいことから、**女性の家事・育児の負担軽減**のほか、**職場における働き方改革により、長時間労働の是正や多様な働き方を推進**するとともに、**男性の家事・育児参画を進める必要**がある。
- ⑥高い共働き率の一方で、出産を機に一旦離職する率も高く、女性の労働力率と合計特殊出生率には正の相関関係があることから、**女性活躍の推進が必要**
- ⑦祖父母の協力を得られる三世同居が減少しており、**子育てと仕事の両立がしやすい職場環境づくり、放課後児童クラブや特別保育などの充実、社会全体での子育てサポートが必要**



【重点施策】

【施策の方向性】

【主な施策】

(1) 子育て家庭に対する支援の充実

- ・質の高い教育・保育の一体的提供の促進
 - ・病児・病後児保育など多様な保育サービスや放課後児童クラブ等の充実
 - ・妊娠期から子育て期の切れ目ない支援の充実
- ・**幼児教育の推進**
○幼児教育施設における非認知能力の育成等の幼児教育の質の向上(幼児教育センターの設置)
○幼児教育に関する研修の実施・支援
 - ・**幼児教育・保育の従事者の確保と資質の向上**
○幼稚園、保育所、認定こども園等の人材確保対策の推進
○幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の資質向上を図るための研修の実施
 - ・**特別保育等のさらなる充実**
○病児・病後児保育の利便性向上
○保護者ニーズに応じて多様な保育サービスの充実を支援
○放課後児童クラブの充実
 - ・**産後ケアの充実、産後うつ対策**
○産婦健康診査や産前・産後サポート事業、産後ケア事業等の市町村の産後うつ対策への支援 ○第1子の0歳児期のサポートの充実
○産後うつ予防の啓発 ○男性の家事・育児参画の促進(再掲)

(2) 働き方改革・女性活躍の推進

- ・生産性向上による長時間労働の是正と柔軟で多様な働き方の推進
 - ・企業における女性活躍の推進
 - ・共働きの質の向上
- ・**生産性向上による長時間労働の是正と柔軟で多様な働き方の推進**
○テレワークの推進 ○生産性向上による長時間労働の是正に対する支援
○イクボス企業同盟とやまのネットワーク拡大及び企業等における実効性ある具体的な取組みを支援
○関係団体・機関等と連携した県民運動の展開
○優れた取組みを行った企業を顕彰し、好事例の波及・啓発
○中小企業における働き方改革の推進(業界・業種ごとに実施する研修会等への講師の派遣) ○企業における健康経営の推進
 - ・**企業における女性活躍の推進**
○女性活躍推進法の一般事業主行動計画の策定促進
・女性活躍・働き方推進員による企業訪問・研修会の実施
・ホームページによる一般事業主行動計画の公表促進・計画の質の向上
・公共調達における加算評価等による支援
 - ・**共働きの質の向上**
○女性就業支援センターの体制強化による女性の就業・活躍の支援
○企業における健康経営の推進(再掲)

(3) 男性の家事・育児参画の促進

- ・男性の家事・育児参画を積極的に促進
 - ・男性の働き方の見直し
 - ・男性の家事・育児参画及び育児休業取得に対する気運の醸成
- ・**男性の育児休業取得の促進(全国トップクラスを目指す)**
○男性の育児休業取得を積極的に推奨
○女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画における男女別育児休業取得率の公表を促進
○男性に育児休業を取得させた企業への支援
○男性の育児休業取得による企業側のメリット、取得推進のポイントの啓発
 - ・**家庭内での家事・育児分担の推進**
○育児後の夫婦のライフプラン(復帰後の働き方、保育園の送迎、家事・育児分担など)を話し合う機会の推奨
○男性の積極的な家事・育児参画など、家事分担を考えるキャンペーンの実施

【重点施策】

【施策の方向性】

【主な施策】

(4) 結婚を希望する男女への支援

- ・積極的な結婚支援策の展開
- ・出会いの場の創出やコミュニケーション力のアップなどへの支援
- ・企業や市町村との連携強化

- ・**企業等との連携強化による出会いの場の創出**
○企業や業種間の交流の促進を支援
○特に出会いの場が限定されがちな中小企業の従業員等の出会いの場の創出
- ・**とやまマリッジサポートセンター事業の推進**
○休日サテライト開設や出張登録会の開催などによる会員数の増加と利便性向上
○お見合いをサポートする支援員の養成やスキルアップ研修の実施
○若い世代への効果的なPR
- ・**コミュニケーション力などのスキル向上を支援**
○男女別相談会やセミナー等の実施

(5) UJTターン・移住・定住の促進

- ・UJTターンの促進
- ・魅力的な企業の誘致の促進
- ・若い世代の移住・定住を促進・支援

- ・**若者や女性のUJTターンの促進**
○首都圏・関西圏における「富山くらし・しごと支援センター」の相談体制の充実や就職支援協定の締結など県外大学の連携を強化
○産業界と連携した、将来の地域の担い手となる学生の奨学金返済を支援し、企業への就職を促進
○女性活躍企業の情報提供や女性に魅力的な業種・企業等の誘致・振興
- ・**移住・関係人口の拡大**
○国が創設した「移住支援金」「起業支援金」の制度を最大限活用し、東京23区等からの移住を促進
○仕事と暮らしの一元的な相談体制の強化・充実、市町村や県内企業と連携した大規模な移住・転職フェアの開催、定期的な移住相談会の実施
○首都圏等の人材の副業の推進

(6) 子育て家庭や子どもを望む家庭への経済的負担の軽減

- ・経済的支援の継続

- ・**出産・保育・医療等にかかる経費の助成**
○幼児教育・保育の無償化(国制度)の円滑な実施
○国制度では対象とならない0～2歳児の保育料の無償化・軽減、一定所得の3～5歳児の第3子以降の副食費軽減
- ・**就学にかかる経費の助成**
○経済的理由により修学が困難な学生・生徒に奨学金を貸与
○高校教育に係る経済的負担の軽減を図るため、一定の課税額未満の世帯に「就学支援金」(国制度)を支給
○低所得世帯の高校生に奨学のための給付金(国制度)を支給
○低所得世帯の大学等修学のための授業料等の減免(国制度)
○多子世帯に対する融資・金利負担の軽減(実質的な無利子化)
- ・**住宅などにかかる経費の助成**
○三世同居・多子同居住宅の取得等に必要資金を支援(融資・利子補給)
○三世同居や3人以上の子どもが居住する多子世帯住宅等に係る土地、家屋の不動産取得税の軽減
- ・**その他の助成**
○子育て応援券
○多子世帯の電気料金負担を軽減する「とやまっすくすく電気」の延長検討

(7) 結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会づくり

- ・結婚、妊娠、子ども・子育てを社会全体で応援する気運の醸成
 - ・子育て支援に対する情報提供の充実
 - ・セーフティネットの充実
- ・**社会全体で応援する気運の醸成**
○シニア世代の家事・育児への参画を促進
○民間サービス(家事代行・ベビーシッター)等の活用推進
○男性トイレ等のベビーチェア・おむつ交換台等の設置促進
○赤ちゃんの泣き声を優しく見守る社会気運の醸成
 - ・**子育て支援に関する情報提供の充実**
○子育て応援団の情報提供の充実による利便性向上
○年代別の子育て支援情報等の提供の充実

- ・**セーフティネットの充実**
○いじめ、不登校、ひきこもりの子どもに対する支援の整備・充実
・全公立小中学校及び高校の拠点校にスクールカウンセラーを配置
・市町村や関係機関との役割分担と連携強化
・24時間いじめ相談電話等を設置
○**子どもの貧困対策**
・子ども食堂など、子どもの居場所づくりを地域で支える取組みの支援等
○**障害のある子どもに対する支援体制の充実**
○**外国人の子どもや家庭への支援・配慮**
- ・**児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応**
・児童相談所の機能強化と相談体制の整備
・24時間365日相談に応じられる体制の確保、専門職員の配置
・職員等の専門性の向上等
・市町村や関係機関との役割分担と連携強化
・地域ぐるみでの早期発見・早期対応、相談体制の整備
・乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問などによる家庭状況の把握、民生・児童委員や住民と連携した早期発見・早期対応